

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

※月 2 回発行

2024 年 9 月 27 日号 (No.428)

## I. 重要法令等の解説

- 「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024 年版）」
- 「法定退職年齢の段階的引上げの実施に関する決定」

森・濱田松本法律事務所  
中国プラクティスグループ  
<https://www.mhmjapan.com/>  
本号編集責任者：森 規光

## II. 注目法令等の紹介

- 「アンチモン等の品目に対する輸出管理規制の実施に関する公告」
- 「『事業者公平競争コンプライアンス管理規範』推奨国家標準（意見募集稿）」
- 「海南自由貿易港における薬品・医療機器『ゼロ関税』政策に関する通知」

## III. その他の法令等一覧

## I. 重要法令等の解説

1. 「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024 年版）」<sup>1</sup>

国家発展改革委員会、商務部 2024 年 9 月 6 日公布、2024 年 11 月 1 日施行

執筆担当：柴 巍、時井 真

「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」（以下「外商投資ネガティブリスト」という。）は、外商投資の参入に対する特別の管理措置（禁止又は制限）を定めたものである。中国では、外商投資に対する管理制度として、参入前内国民待遇及び外商投資ネガティブリストによる管理を基本制度とする（外商投資法 4 条）。

国家発展改革委員会及び商務部は、外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024 年版）（以下「外商投資ネガティブリスト 2024 年版」という。）を公布し、外商投資の参入規制を緩和した。現行の 2021 年版の外商投資ネガティブリストと比べて、外商投資ネガティブリスト 2024 年版においては、31 項目から 29 項目へと 2 項目のみが減少されたが、今回の改正により、製造業に関する外資参入制限がすべて削除されたことになる。外商投資ネガティブリスト 2024 年版は、2024 年 11 月 1 日から施行される予定である。

外商投資ネガティブリスト 2024 年版においては、2021 年版までであった①出版物の印刷（に従事する中外合併企業）は中国側の持分支配としなければならないこと<sup>2</sup>、②漢方薬煎じ薬の「蒸」、「炒」、「炙」、「煨」等の炮製技術の応用及び漢方製剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止すること、という 2 項目の特別管理措置が削除された。

<sup>1</sup> 原文「外商投資参入特別管理措置（负面清单）（2024 年版）」

<sup>2</sup> なお、今回の改正により緩和された規制は、製造業としての「出版物の印刷」に対する外商投資の規制であり、「外資による書籍、新聞、定期雑誌、音響映像製品及び電子出版物の編集、出版、制作業務への投資の禁止」（外商投資ネガティブリスト 2024 年版 24 項目）は引き続き存続し、緩和されていない点に留意されたい。

## 中国最新法令〈速報〉

今回の改正点は、当該2項目の削除のみである。

なお、当該2項目は、現行の「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」においては既に削除されており、今回の改正は、自由貿易試験区における緩和措置を全国に拡大したものである。

### 2. 「法定退職年齢の段階的引上げの実施に関する決定」<sup>3</sup>

全国人民代表大会常務委員会 2024年9月13日公布、2025年1月1日施行

執筆担当：張 雪駿、五十嵐 充

中国では、法定退職年齢は、高温作業等の特殊業種を除き、原則として男性60歳・女性一般職50歳・女性幹部職<sup>4</sup>55歳とされている<sup>5</sup>。中国の少子高齢化が進んでいる中、上記法定退職年齢が相応しくないとの意見も出ており、すでに数年前から法定退職年齢の延長を検討する動向が見られていた。

「法定退職年齢の段階的引上げの実施に関する決定」（以下「本決定」という。）は、9月13日に全国人民代表大会常務委員会によって公布され、2025年1月1日から施行される。

本決定は、段階的に15年間かけて、法定退職年齢を男性63歳・女性一般職55歳・女性幹部職58歳まで引き上げることにした（なお、男性・女性一般職・女性幹部職の法定退職年齢に差を設けること自体は特段議論された形跡はなく維持されている）。また、基本養老金を受領する要件とする最低納付年限も、15年間から20年間まで引き上げられる。

法定退職年齢の引上げは、労働者だけではなく、使用者にとっても影響が大きいといえ、必要に応じて人事制度等を見直すことも考えられる。

#### (1) 法定退職年齢の引上げ

2025年1月1日から、法定退職年齢を男性63歳・女性一般職55歳・女性幹部職58歳まで段階的に引き上げる（1条）。「段階的」とは、男性と女性幹部職については、4か月毎に法定退職年齢を1か月ずつ引上げ、女性一般職については、2か月毎に法定退職年齢を1か月ずつ引き上げ、最終的には男性63歳・女性一般職55歳・女性幹部職58歳にする、というものである。労働者の生年月日によって、法定退職年齢が異なるため、その詳細は本決定の付属文書1、2及び3に定められている。

<sup>3</sup> 原文「关于实施渐进式延迟法定退休年龄的决定」

<sup>4</sup> 女性一般職と女性幹部職の定義と区別について、法令上は規定されていない。裁判実務においては、労働契約の約定、就業規則の定義に従って判断し、それでも不明確な場合に、業務内容等の実際状況（仕事の内容、管理している部下の有無、業務フローに関して承認要請を提起した数と承認を受けた数、内部人事手続き等）についての記載、同会社における給与のレベル等）に基づく判断することがある（(2023)沪0114民初29865号）。

<sup>5</sup> 「労働社会保障部による国の規定に違反する企業従業員の早期退職手続の制止及び是正に関する問題についての通知」1条。

## 中国最新法令〈速報〉

### (2) 基本養老金最低納付年限の引上げ

2030年1月1日から、労働者が基本養老金を毎月受給するための最低納付年限を現在の15年<sup>6</sup>から20年まで段階的に引上げる(2条)。「段階的」とは、2030年から、1年毎に6か月ずつ引き上げる、というものである。詳細は本決定の付属文書4に定められている。

### (3) 退職の前倒し又は先延ばし

労働者は、基本養老金最低納付年限を満たした場合、前倒しで定年退職することができる。ただし、前倒し年数は最長でも3年を超えないものとし、かつ退職年齢が従来の法定退職年齢(男性60歳・女性一般職50歳・女性幹部職55歳)を下回ってはならない。労働者が前倒しで定年退職した場合、使用者との労働契約は終了し、使用者は経済補償金を支払う義務がないと考えられる<sup>7</sup>。

他方、労働者は、法定退職年齢に達し、所属先企業<sup>8</sup>と労働者が協議して合意した場合、定年退職を先延ばすこともできる。ただし、先延ばし期間は最長でも3年を超えないものとする。

上記(1)と合わせて、今後、労働者の定年退職年齢が多様となり、使用者としては、必要に応じて各労働者に前倒し定年退職又は先延ばし定年退職の意向を確認するなど、各労働者の定年退職年齢を管理する必要があると考える。

### (4) その他

上記のほか、本決定は、養老保険インセンティブ制度<sup>9</sup>の整備(4条)、就業促進(5条)、法定退職年齢を超えた労働者の権益保護<sup>10</sup>(6条)、法定退職年齢に近い失業者の保護(7条)、高温作業等の特殊業種の繰上げ退職(8条)に関する規定を設けている。

(全9条)

<sup>6</sup> 「社会保険法」16条1項。

<sup>7</sup> 「労働契約法」44条2号。

<sup>8</sup> 法定退職年齢に達した労働者は、所属先企業ではなく、別の会社と合意した場合に退職の先延ばしはできるかについては、本決定上明確ではない。

<sup>9</sup> 労働者による納付期間、納付額及び退職時期に応じて受給額が増える制度である。細則は今後制定されると考えられる。

<sup>10</sup> 使用者は、法定定年退職年齢を超えた労働者を再雇用する場合、労働者の労働報酬取得、休憩休暇、労働安全衛生、労働災害補償等の基本的権益を保障しなければならないとされる。

中国では、法定定年退職年齢を超えた労働者の再雇用について、通常、年金を受領している者は原則として労働契約関係と扱われ(「労働紛争事件の審理における法律適用の問題に関する解釈(一)」32条)、年金を受領していない者は原則として労働契約関係と扱われる(「労働紛争事件の審理における法律適用の問題に関する解釈(二)(意見募集稿)」6条、[本ニュースレター2024年1月15日号\(No.414\)](#)ご参照)と考えられている。

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

## II. 注目法令等の紹介

1. 「アンチモン等の品目に対する輸出管理規制の実施に関する公告」<sup>11</sup>

商務部、税関総署 2024年8月15日公布 2024年9月15日施行

執筆担当：沈 暘、森 規光

中国商務部と税関総署は、アンチモン関連品目及び超硬材料関連品目を中国から輸出する際に、両用品目及び技術輸出許可を取得することを要求する等の新たな輸出管理規制を制定した。アンチモンは、半導体製造に使われる重要な鉱物で、難燃助剤、バッテリーや宇宙開発等の分野において幅広く使われる金属である。当該規制は2024年9月15日から施行されている。中国商務部は、今回の輸出規制について、国家安全の保護及び大量破壊兵器等の拡散防止等の国際義務を履行するために制定したと説明している<sup>12</sup>。

(全8条)

2. 「『事業者公平竞争コンプライアンス管理規範』推奨国家標準（意見募集稿）」<sup>13</sup>

国家標準化管理委員会 2024年8月21日公表 意見募集期限 2024年10月18日

執筆担当：張 超、森 規光

国家標準化管理委員会は、事業者に向けた公平な競争に係るコンプライアンス管理のための推奨国家基準（ガイドライン）の意見募集稿（草案）を公表した。本意見募集稿では、公平な競争のためのコンプライアンスの向上という観点で、事業者において実施することが推奨される事項（例えば、社内教育や合法性監査等）が列挙されており、その具体的な手段や方法も定められている。

本意見募集稿が今後正式に制定されたとしても、推奨国家標準であるため法的に強制されるわけではないが、競争法関連のコンプライアンス強化という観点では実務上重要な指針となる可能性があるため、今後の立法動向を注視する必要がある。

(全10条)

<sup>11</sup> 原文「关于对锑等物项实施出口管制的公告」

<sup>12</sup> 2024年8月15日商務部記者会見 [https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyth/art/2024/art\\_d8d45f1062554034a386bf131110a1b4.html](https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyth/art/2024/art_d8d45f1062554034a386bf131110a1b4.html)

<sup>13</sup> 原文「关于征求《经营者公平竞争合规管理规范》推荐性国家标准（征求意见稿）意见的通知」

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

3. 「海南自由貿易港における薬品・医療機器『ゼロ関税』政策に関する通知」<sup>14</sup>

財政部、国家衛生健康委員会、税関総署、国家税務総局、国家薬品监督管理局  
2024年9月5日公布 同日施行

執筆担当：吉 佳宜、森 規光

海南自由貿易港においては2025年年末までに「封鎖」（ゼロ関税等の措置により税関特殊監督管理エリアにすることを意味する。）が実施される予定である<sup>15</sup>。本通知によれば、この全島におけるゼロ関税の実施に先立ち、海南島のうち海南博鳌楽城国際医療旅行先行区（以下「先行区」という。）において登記され、かつ認定を受けた医療機関や医薬品研究機関等は、薬品や医療機器を輸入する場合、輸入関税及び輸入段階の増値税の徴収が免除されることとなる。

もっとも、本通知に基づき無関税で輸入された薬品及び医療機器の使用は、先行区内においてのみ認められている点に留意されたい。

（全15条）

## Ⅲ. その他の法令等一覧

2024年8月13日から2024年9月9日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）。

1. 「会社株式公開発行に対する仲介機構によるサービス提供の規範化に関する規定（意見募集稿）」  
（原文：司法部关于《国务院关于规范中介机构为公司公开发行股票提供服务的规定（征求意见稿）》公开征求意见的通知）  
（司法部、2024年8月16日公布、2024年9月15日まで意見募集）
2. 「金融機関コンプライアンス管理規則（意見募集稿）」  
（原文：国家金融监督管理总局就《金融机构合规管理办法（征求意见稿）》公开征求意见的公告）  
（国家金融監督管理総局、2024年8月16日公布、2024年9月17日まで意見募集）
3. 「固定資産投資プロジェクト省エネ審査規則（意見募集稿）」  
（原文：国家发展改革委关于征求对《固定资产投资项目节能审查办法（征求意见稿）》意见的公告）  
（国家発展改革委員会、2024年8月21日公表、2024年9月20日まで意見募集）

<sup>14</sup> 原文「关于海南自由贸易港药品、医疗器械“零关税”政策的通知」

<sup>15</sup> 「海南自由貿易港建設全体方案」（中国共産党中央委員会 國務院 2020年6月1日公布、同日施行）第三（一）条

## 中国最新法令 < 速報 >

4. 「食品薬品に係る懲罰的賠償紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」  
(原文: 最高人民法院关于审理食品药品惩罚性赔偿纠纷案件适用法律若干问题的解释)  
(最高人民法院、2024年8月21日公表、2024年8月22日施行)
5. 「『インターネット広告識別性法執行ガイドライン』の公布に関する公告」  
(原文: 国家市场监督管理总局关于发布《互联网广告可识别性执法指南》的公告)  
(国家市場監督管理総局、2024年8月22日公表、同日施行)
6. 「航空スポーツ管理規則」  
(原文: 航空体育运动管理办法)  
(国家体育総局、2024年8月27日公表、2024年10月1日施行)
7. 「一部の規則の改正に関する決定」  
(原文: 海关总署关于《海关总署关于修改部分规章的决定》公开征求意见的通知)  
(税関総署、2024年8月30日公表、2024年9月30日まで意見募集)
8. 「『中外中小企業合作区管理暫定規則』の印刷配布に関する通知」  
(原文: 工业和信息化部关于印发《中外中小企业合作区管理暂行办法》的通知)  
(工業情報化部、2024年9月3日公表、2024年9月1日施行)
9. 「国外会計組織による国内業務活動管理規則 (意見募集稿)」  
(原文: 财政部办公厅关于征求《境外会计组织境内业务活动管理办法(征求意见稿)》意见的函)  
(財政部、2024年9月3日公表、2024年9月30日まで意見募集)

### セミナー情報

- セミナー 『【オンライン/会場】実務担当者のための日本・グローバルの個人情報保護規制入門講座～つまずきやすいポイントに留意しつつ解説致します～』  
開催日時 2024年10月15日(火) 14:00~17:00  
講師 田中 浩之  
主催 一般社団法人企業研究会

### NEWS

- 【重要】当事務所または当事務所の弁護士・スタッフ名を騙った詐欺にご注意ください

当事務所を騙り著作権侵害通知に関するメールを送信している事例や、出会い系詐欺などの被害相談を受けると宣伝するウェブサイトが確認されました。当事務所は、このようなメールやウェブサイトは一切関係がございません。メールやウェブサイト記載の連絡先に連絡することのないようお願い申し上げます。

また、当事務所の弁護士名を騙り被害弁償をする等の電話やメール、SNSのメッ

## 中国最新法令 < 速報 >

セージを送っている事例が確認されました。当事務所は、このような事件には一切関係がございません。

当事務所または当事務所の弁護士・スタッフ名を名乗る者からのお心当たりのない連絡を受けた場合は、すぐには応じず、相手の身元を十分にご確認ください。また、併せて下記連絡先までお知らせくださいますようお願い申し上げます。

なお、当事務所の弁護士が、連絡を差上げた事案について、当事務所の他の弁護士・秘書・スタッフ、他のオフィスなどには連絡しないように伝えることはありません。

そのようなことを伝えられた場合は、基本的に詐欺であるをご理解下さい。

### ➤ 横浜オフィス業務開始のお知らせ

横浜オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として、2024年8月19日より、正式に業務を開始いたしました。

横浜オフィスには、コーポレート・ガバナンスを含めた会社法全般、スタートアップ支援、M&A、訴訟・紛争等の分野において豊富な経験を有する河島 勇太 弁護士及び高津 洸至 弁護士が所属し、東京オフィスをはじめとする他の国内拠点に加えて、クロスボーダーの M&A やアジア進出などの業務につきましては、ニューヨーク・北京・上海・シンガポール・バンコク・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタ・ヤンゴン・マニラの各海外拠点及び提携事務所、当事務所所属の弁護士が滞在する各国の法律事務所と密に連携し、神奈川県のカライアントの皆様のご近くで、きめ細やかに最先端のリーガル・サポートを提供してまいります。

### ➤ AI 法務プラットフォーム「LegalOn Cloud」における「MORI HAMADA ライブラリー」提供開始のお知らせ

森・濱田松本法律事務所（以下「MHM」）は、株式会社 LegalOn Technologies（本社：東京都渋谷区 代表取締役 執行役員・CEO：角田望、以下「LegalOn Technologies 社」）が提供する、法務業務全体を包括的に支援する AI 法務プラットフォーム「LegalOn Cloud」において MHM が作成する法務コンテンツを搭載した「MORI HAMADA ライブラリー」の提供を9月12日より開始したことをお知らせいたします。

LegalOn Cloud において MHM が提供する「MORI HAMADA ライブラリー」では、まずは、M&A や国際取引に関するひな形、各種会社法関連書類、それらに付随する解説記事などの法務コンテンツを搭載する予定です。M&A 関連や国際取引などのより複雑かつ高い専門性が求められる案件について、必要な書式・解説を

## 中国最新法令 < 速報 >

提供することで企業法務を支援いたします。これにより、複雑かつ専門性の高い案件での適切な契約リスクのコントロールや、スピード感のある対応を支援できるものと考えております。

MHM はクライアントの皆さまに対し、今後も業務に役立つ実用的な法務コンテンツを提供し、企業法務の支援を行ってまいります。

[LegalOn Technologies 社プレスリリース](#)

### 中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、張雪駿、沈暘

### TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1  
丸の内パークビルディング  
TEL : 03-5220-1839  
FAX : 03-5220-1739  
✉ [tokyo-sec@mhm-global.com](mailto:tokyo-sec@mhm-global.com)

### SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号  
恒生銀行大廈 22 階 200120  
TEL : +86-21-6841-2500  
FAX : +86-21-6841-2811  
✉ [shanghai@mhm-global.com](mailto:shanghai@mhm-global.com)

### BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号  
北京發展大廈 316 号室 100004  
TEL : +86-10-6590-9292  
FAX : +86-10-6590-9290  
✉ [beijing@mhm-global.com](mailto:beijing@mhm-global.com)